

旧皮革試験所にかかる不要財産の大阪府への納付について

1 趣旨

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「法人」という）では、法人設立時に大阪府から現物出資を受けた皮革試験所（吹田市）について、同試験所の業務を和泉本所へ集約し、平成28年3月末に同試験所を閉鎖したことに伴い、法人として将来にわたり業務を確実に実施するうえで必要がなくなった旨を決定しました。

このため、不要財産となった旧皮革試験所の土地・建物について、地方独立行政法人法施行令第5条の2第1項の規定に基づき、法人から大阪府知事あて不要財産の納付の認可について申請がありました。（別紙）

大阪府知事がこの認可を行うにあたっては、同法第42条の2第2項の規定に基づき、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされておりますので、お諮りするものです。

2 不要財産となった土地・建物

(1) 土地

所在地（地番）	不要財産の面積（㎡）
吹田市岸部中一丁目54番2号	710.75

(2) 建物

所在地（住居表示）	財産名称	不要財産の面積（㎡）
吹田市岸部中一丁目 18番13号	皮革試験所	398.11
	皮革試験所 危険物倉庫	9.00



（不要財産となった理由）

旧皮革試験所は、昭和47年の設立以来、皮革に関する企業からの技術相談や耐久性の試験などの業務を行ってきたが、施設・設備の老朽化や利用企業のニーズの多様化・高度化に対応するため、同試験所を平成28年3月末に閉鎖し、同試験所の業務を和泉本所へ集約したため。

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
H28.2	平成27年第5回評価委員会において、不要財産返納に係る中期計画の変更について意見聴取の上、中期計画を変更
H28.7	法人から大阪府知事宛に申請書提出
H28.8	平成28年第3回評価委員会において審議及び意見書決定
H28.9	9月定例会に、認可に係る議案提出
H28.11	議決後、不要財産の納付に係る知事認可
H29.3	大阪府へ不要財産の納付

（参考）

地方独立法制法人法施行令（抄）

第五条の二 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

- 1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

地方独立行政法人法（抄）

（財産的基礎）

第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

（出資等に係る不要財産の納付等）

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

大阪府地方独立行政法人の重要な財産に関する条例（抄）


（処分の認可に係る重要な財産）

第二条 法第六条第四項の条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可の申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のものとする。

平成28年7月6日

大阪府知事
松井 一郎 様

地方独立行政法人
大阪府立産業技術総合研究所
理事長 古寺 雅



出資等に係る不要財産の納付について（申請）

標記について、地方独立行政法人法施行令第5条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 出資等に係る不要財産の内容
別表のとおり
- 2 出資等に係る不要財産の必要がなくなつたと認められる理由
当研究所における皮革試験業務を和泉本所に集約し、施設を閉鎖したため。
- 3 出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額
別表のとおり
- 4 出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
別表のとおり
- 5 現物による出資等団体への納付の予定時期
別表のとおり
- 6 その他必要な事項
なし

【別表】

施設名：地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所 皮革試験所

所在地：吹田市岸部中一丁目 18 番 13 号（地番：同一丁目 54 番 2）

種別	名称	面積 (㎡)	取得の日における帳簿 価額(円)	申請の日にお ける帳簿価額 (円)	不要財産の 取得に係る 出資又は支 出の額(円)	その他 その内容	納付予定 時期
土地	皮革試験所	710.75	74,000,000	74,000,000	74,000,000	現物出資	平成 29 年 3 月

種別	名称	延床面積 (㎡)	取得の日における帳簿 価額(円)	申請の日にお ける帳簿価額 (円)	不要財産の 取得に係る 出資又は支 出の額(円)	その他 その内容	納付予定 時期
建物	皮革試験所	398.11	4,900,000	2,776,668	4,900,000	現物出資	平成 29 年 3 月
建物	皮革試験所 危険物倉庫	9.00	50,000	0	50,000	現物出資	平成 29 年 3 月
計			4,950,000	2,776,668	4,950,000		

※取得の日はいずれも平成 24 年 4 月 1 日